

○渡島廃棄物処理広域連合施設維持運営基金条例

(平成19年2月26日条例第1号)

(設置)

第1条 渡島廃棄物処理広域連合の施設維持運営に必要な経費の財源に充てるため、渡島廃棄物処理広域連合施設維持運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、予算で定めるところにより積立てするものとする。

(基金の使用)

第3条 基金は、ごみ焼却施設及びごみ運搬中継施設の維持運営のために使用するものとする。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 渡島廃棄物処理広域連合長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、渡島廃棄物処理広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。